

12月12日会議意見メモ

若草プロジェクト大谷恭子

議題②「基本方針（論点ごとの議論）」について

## 5. 支援の内容

## (4) 一時保護について

・支援対象者として、性搾取の被害者、たとえば風俗産業において日常的に性交もしくは性交類似行為をしてきた（させられてきた）女性、売春防止法5条違反の女性が自ら保護支援を求める場合、AV出演被害者が自ら保護を求める場合、もこれらは、⑧もしくは⑨に該当すると思われるが、これらも支援の対象であることがわかるよう例示すべき。

・支援対象者に未成年者を含むと記載すべき。自らの意思を表明する少女及び若年女性については、児相と女相が双方関わること、年齢によって保護機関がわかれ、これによって支援の谷間が出来てしまわないように、もともと年齢既定のもうけていない女性支援に、未成年女性を含む、と規定することによって、支援を厚くすることができる。

・未成年者（18歳未満）で風俗産業についているもの（違法風俗）、風俗産業ではないいわゆるJKビジネス等、虞犯・触法扱いにされる18歳未満の若年女性の保護支援も女性支援の対象とするべきことをここに明記すべき。児童買春禁止の被害者支援も、本人の意思に基づいて、女性支援の対象者とするべき。

・一時保護すべき状況であるにもかかわらず、適切に一時保護がなされにくい場合として、未成年女子として児相対象児童を例示すべき。「他法他施策優先」として18歳未満児童は児相管轄であるとされてきた。よって、今後は児童年齢も保護しえることになったことがわかることが必要。

・一時保護が女性センターでしかできない、一時保護を経由せずに本措置ができない、よって保護施設入所はセンターの一時保護を経由しなければならないとの現行の取り扱いについては、これを明確に規定した法的規定はないと理解している。ただ、一時保護期間中になされる心理判定等が、女性センターの専権であることから、結果として、一時保護はセンターでしかできないとされてきた。センター内で生活させることによって、いわゆる「行動観察」が必要だとの意識があり、これがセンターの一時保護が必須となる根拠及び経緯となったとの指摘もある。とすれば、問題は、一時保護の委託の問題ではなく、一時保護期間中に必要とされる「判定」業務の在り方であると思われる。

婦人保護の実施の細則を定めていた婦人保護実施要領は、婦人保護事業の業務内容とし

て、「判定」を挙げ、「判定は、要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のため必要があると思われる場合には、ア医学的判定、イ心理的判定、ウ職能的判定、をする」となっていた。この判定業務を今後、どのように位置づけるのかが問われている。

施設入所に至るまでに何らかの心理判定等が必要であるならば、女性が既に緊急保護されている民間シェルターに医師等が出向き、そこでのヒヤリング等で済ますべきであり、「判定」のための一時保護入所は不必要である。またその為に一時保護の委託という方策を取る必要もないと思われる。

・支援新法9条3項3号は、女性の心身の健康の回復を図るため、医学的または心理学的な援助その他の必要な援助を行う、と規定する。また、4項は、センターはその業務を行うにあたっては、その支援の対象となるものの抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握したうえで、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする、と規定する。よって、新法においては、「心身の健康を回復するための医学的または心理学的な援助」であり、医学的または心理学的援助はあっても、これに基づく判定は想定されていない。

唯一法文中想定できるものは、支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況を適切に把握した上で、と規定されていることである。最適な支援を行うための心身の状況把握のためではあっても、従来の「判定」ではなく、本人の意向を踏まえること、自らが選択する支援が実現保障されること、その為に十分な情報が提供されなければならないこと、が明記されるべきである。

・一時保護の委託を受けた民間団体において支援が必要と判断されている場合、あらたに医師等の「判定」を要することなく、可能な限り、直接、女性自立支援施設に入所できるように、支援施設の事前見学の許可等の便宜を図ることを明記すること。

・児相の一時保護と女相の一時保護の関係については、児相の場合は、本人の意思にかかわらず保護されるが、女相は本人が自ら支援を求めているということが不可欠である。この違いを意識し、自ら保護を求めている場合は女性の現在地における保護が可能な女相保護とすることを原則とするを明記できないか。本人が保護を求めているにもかかわらず、児相保護となり保護者の住所管轄地に移送されることは女性（女兒）にとって不利益である。未成年の場合は児相保護が優先する従来の取り扱いにより、単なる連携では従来取り扱いを変更することが難しい。

## 6, 支援体制

## 7, 支援調整会議

### 議題③政省令について

#### <法9条7項省令>

- ・七および八に例示はいらぬか（基本方針一時保護に関する意見通り）>

#### <女性の自立支援施設の設備及び運営に関する基準（案）>

##### ・第1条（趣旨）

ここに、女性支援新法の基本方針に基づくことが明記されるべき。社会福祉法による施設設置となるので、他法による設置基準の基本方針もしくは趣旨とかぶる可能性があるため。

女性支援新法および基本方針は、女性の尊厳と自己決定を尊重することを趣旨とするのであり、この趣旨に合わせた基準となることが明記されるべき

##### ・上同第2条

「・・・支援を含め、適切な処遇を行う・・・」とあるが、「処遇」の用語は、女性の尊厳と自己決定の尊重を旨とする基本方針にそぐわない。これを基本方針に沿う言葉に変えること。ちなみに法は、援助と支援を包括的に提供する、ということで統一されている。

##### ・上同第6条

「・・・日常生活における安全に関する指導」とは具体的にどのようなことを想定しているのか。ここに、スマホの使用等も含まれるか。

##### ・上同第10条

施設長の資格要件—現行、罰金以上の刑は欠格となっているのでしょうか。

##### ・上同第13条

「入所者の就労及び生活に関する指導及び援助」における指導は具体的にどのようなことを想定しているのか。

尊厳と自己決定の尊重からすると、成人女性に対する「指導」に代わる言葉が検討されるべき。施設内生活のパターナリズム（父権主義的）に陥らないようにする工夫が必要。